

第 7 9 号議案

東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、住民基本台帳法施行規則（平成 1 1 年自治省令第 3 5 号）の改正に伴い、印鑑登録証明の申請に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都台東区印鑑条例（昭和50年4月台東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「かつ、」の次に「住基カード兼印鑑登録証に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）第5条の規定による改正前の」を加える。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。